南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱

令 和 2 年 4 月 13 日
告 示 第　59　号

（趣旨）

第１条　この告示は、地域の活性化に資する事業又は地域の産業及び資源を活用し役務を提供する事業を実施する者に対し、予算の範囲内で交付するふるさと創造支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ふるさと納税　地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の２第１項第１号及び第314条の７第１項第１号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

⑵　ガバメントクラウドファンディング　インターネットを通じて事業計画を公開し、不特定多数の者から寄附を受けることをいう。

⑶　地域づくり事業　市民団体、特定非営利活動法人等の法人その他の団体が、地域の活性化に資する事業であって、かつ、非営利を目的とし、自ら取り組む活動をいう。

⑷　創業支援事業　新たな事業の創出又は起業、地域の産業又は資源を活用した役務の提供等で営利を目的とした事業活動をいう。

⑸　事業主　補助金の交付を受けようとする者で、団体又は法人（以下「団体等」という。）にあっては、当該団体等の代表者及び役員をいう。

⑹　補助事業　補助金の交付の対象となる事業をいう。

⑺　補助対象経費　補助金の交付の対象となる経費をいう。

⑻　補助事業者　補助事業を行う者をいう。

⑼　返礼品　ふるさと南あわじ応援寄附金条例（平成20年南あわじ市条例第

39号。以下「条例」という。）の規定に基づき収受する寄附金に対する寄附者へのお礼として贈呈する品をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

⑴　次のア又はイに該当する者

ア　地域づくり事業を行う者にあっては、第５条第１項に規定する申請書の提出の日において、団体等でかつ市内に主たる事務所を有するとともに、当該団体等の代表者は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する市の住民基本台帳に記録されている者

イ　創業支援事業を行う者にあっては、次の㈠又は㈡に該当する者

㈠　個人にあっては、第５条第１項に規定する申請日において市の住民基本台帳に記録されている者

㈡　団体等にあっては、第５条第１項に規定する申請日において市内に主たる事務所を有するとともに、当該団体等の代表者は市の住民基本台帳に記録されている者

⑵　団体等及び事業主について市税の未納がない者

⑶　事業主が南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第２条第２号に規定する暴力団員でない者

２　次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、補助の対象者としない。

⑴　政治目的の実現のために結成された政党、組織、結社その他の団体

⑵　宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第２条に規定する宗教団体

⑶　公序良俗に反する、又は反するおそれのある事業を営む者

⑷　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第２項に規定する風俗営業者

⑸　補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者

（補助対象事業等）

第４条　補助の対象となる事業は、補助対象者が行う次の各号に掲げる事業（以

下「補助事業」という。）とする。

⑴　地域づくり事業

⑵　創業支援事業

２　市長が認める補助対象経費及び補助金の額は、別表第１に掲げるとおりとする。

（補助事業の認定）

第５条　補助事業として認定を受けようとする者は、ふるさと創造支援事業認定申請書（様式第１号。以下「認定申請書」という。）に別表第２に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、認定の可否を決定し、ふるさと創造支援事業認定（不認定）通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、認定する事業（以下「認定事業」という。）に必要と認められる条件を付すことができる。

（認定事業の内容変更）

第６条　前条の規定に基づき補助事業の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を得なければならない。

２　前項の認定を受けることができる期間は、次条において実施するガバメントクラウドファンディングの実施の前日までとする。

３　第１項の認定を受けようとする者は、ふるさと創造支援事業変更認定申請書（様式第５号。以下「変更認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、これを省略することができる。

４　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、必要な条件を付してふるさと創造支援事業変更認定（不認定）通知書（様式第６号）により認定事業者に通知するものとする。

（寄附募集の実施）

第７条　市長は、第５条第２項に規定する認定事業について、市が登録しているインターネットポータルサイトに掲載し、一定期間、ガバメントクラウドファンディングにより寄附を募るものとする。

２　前項に規定する一定期間は、認定申請書又は変更認定申請書に記載された期間とする。

（寄附金の取り扱い）

第８条　市は、前条において調達された寄附金から寄附の収受にかかる経費（以下「必要経費」という。）を控除して算定した額を補助金交付申請上限額として定め、認定事業者に通知するものとする。

２　前項に規定する必要経費は、次に掲げる率を基に算定する。

⑴　市内の者又は返礼品を希望しない者からの寄附　寄附額の10パーセント

⑵　返礼品を希望する者からの寄附　寄附額の50パーセント

３　第１項に規定する必要経費を含め、補助事業に充当されない寄附金については、条例第２条第１項第８号に規定する事業に対して寄附されたものとみなす。

（補助金の交付申請）

第９条　認定事業者は、ふるさと創造支援事業補助金交付申請書（様式第７号）に別表第２に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第10条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、必要な条件を付してふるさと創造支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の実施期間）

第11条　補助事業の実施期間は、前条の規定による交付決定日から交付決定日の属する年度の３月31日までとする。

（補助事業の内容の変更）

第12条　規則第７条第１項の申請は、ふるさと創造支援事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第９号。以下「変更承認申請書」という。）により行うものとする。ただし、軽微な変更の場合は、同項の規定にかかわらず、これを省略することができる。

２　規則第７条第３項に規定する通知は、ふるさと創造支援事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（軽微な変更）

第13条　第６条第３項及び前条第１項に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

⑴　認定事業費又は補助事業費の30パーセントを超える増減

⑵　認定事業者又は補助事業者の変更

⑶　補助金の増減を伴う変更

（補助金の実績報告）

第14条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載したふるさと創造支援事業実績報告書（様式第11号）に別表第２に掲げる書類等を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の通知）

第15条　規則第11条第２項に規定する通知は、ふるさと創造支援事業補助金額確定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第16条　規則第13条に規定する請求は、ふるさと創造支援事業補助金請求書（様式第13号）により行うものとする。

（補助金の交付の特例）

第17条　市長は、補助金の交付の目的を達成するため又は補助事業の性質上、補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、補助事業の完了前であっても補助金交付決定額の３割以内で概算払により交付することができる。

２　規則第15条第２項に規定する補助金の請求は、ふるさと創造支援事業補助金交付請求書により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第18条　市長は、規則第16条第１項規定により交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条　市長は、前条の規定により交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じるときは、ふるさと創造支援事業補助金返還命令書（様式第15号）により

交付決定者に補助金を返還させなければならない。

（その他）

第20条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月13日から施行する。

別表第１（第４条関係）

補助事業区分	補助対象経費	補助金の額
地域づくり事業	⑴　報償費 講師謝礼、アドバイザー費用 ⑵　旅費 公共交通機関を利用した旅費交通費 ⑶　需用費 消耗品費、印刷製本費、会議時のお茶、修繕費 ⑷　役務費 広告宣伝費、手数料、通信運搬費、登記費用 ⑸　委託料 業務委託料、建築物・設備又は構築物に係る設計費、工事監理費 ⑹　使用料及び賃借料 使用料、賃借料 ⑺　工事請負費 工事費 ⑻　備品購入費 目的を持った備品購入 ⑼　原材料費 販売又は配布目的でない苗木、木材、セメント等の購入費 ⑽　負担金 研修負担金、研究開発費 ⑾　その他	補助対象経費の合計額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と250万円を比較して少ない方の額に相当する額で、第８条第１項に決定する補助金交付申請上限額を上限とする。

	建物又は設備の取得費若しくは市長が特に必要と認める経費	
創造支援事業	⑴　報償費 講師謝礼、アドバイザー費用 ⑵　旅費 公共交通機関を利用した旅費交通費 ⑶　需用費 消耗品費、印刷製本費、会議時のお茶、修繕費 ⑷　役務費 広告宣伝費、手数料、通信運搬費、登記費用 ⑸　委託料 業務委託料、建築物・設備又は構築物に係る設計費、工事監理費 ⑹　使用料及び賃借料 使用料、賃借料 ⑺　工事請負費 工事費 ⑻　備品購入費 目的を持った備品購入 ⑼　原材料費 販売又は配布目的でない苗木、木材、セメント等の購入費 ⑽　負担金 研修負担金、研究開発費	補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と250万円を比較して少ない方の額に相当する額で、第８条第１項に決定する補助金交付申請上限額を上限とする。

	⑾　その他 　建物又は設備の取得費若しくは市長が特に必要と認める経費	

別表第２（第５条、第９条、第14条関係）

条項	提出書類又は添付書類
第５条第１項関係	⑴　事業計画書（様式第２号） ⑵　収支予算書（様式第３号） ⑶　その他市長が必要と認める書類
第９条関係	⑴　事業計画書（様式第２号） ⑵　収支予算書（様式第３号） ⑶　その他市長が必要と認める書類
第14条関係	⑴　事業報告書（様式第２号） ⑵　収支決算書（様式第３号） ⑶　その他市長が必要と認める書類

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

南あわじ市長　様

（申請者）　団体名

氏　名（代表者名）　㊞

住　所（所在地）

連絡先（電話番号・メール）

ふるさと創造支援事業認定申請書

南あわじ市ふるさと創造支援事業として認定を受けたいので、南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第５条第１項規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり申請します。

１　事業名

２　事業区分

３　添付書類

・事業計画書

・収支予算書

・事業者概要

・法人登記の履歴事項全部証明書

・財務諸表

・納税証明書

・誓約書兼同意書

様式第２号（第５条、第９条、第14条関係）

事　業　計　画（報　告）書

1　事業名	
2　事業区分	
3　事業費	円
4　補助金交付申請予定額	
5　ＧＣＦ実施期間	日間
6　ＧＣＦ目標額	円
7　事業の目的	【事業の目的】 【地域の課題・住民のニーズ】
8　事業の概要 （実施内容）	※　実施内容（場所、対象者、実施方法、他団体等との連携等）を具体的に記載してください。
9　事業効果 （目標）	
10　スケジュール	実施期間：交付決定日～令和　　年　　月　　日
	【スケジュールの概要】

11　事業実施体制	
12　今後の展開	※　事業実施期間（補助対象期間）終了後、どのように事業展開（事業の発展や自立に向けての目標・考え方等）をしていくのか記載してください。
13　特記事項	※　事業や実施方法の特徴、最も重視していること等を記載してください。

備考　別途事業概要についての資料等がある場合は、本様式に添付してください。

様式第３号（第５条、第９条、第14条関係）

収支予算（決算）書

（収入の部）　　（単位：円）

項目	予算額	決算額	増　減	内　訳
自己資金				
市補助金				
借入金				
その他				
収入計　①				

（支出の部）　　（単位：円）

項目		予算額	決算額	増　減	内　訳
補助対象事業費	報償費				
	旅費				
	需用費				
	役務費				
	委託料				
	使用料及び賃借料				
	工事請負費				
	原材料費				
	負担金				
	その他				
	小計				
補助対象外事業費					
支出計　②					

（収支）

収支差額（①-②）				

（考え方）

自己資金調達手法	
補助金不足時の資金調達手法	

備考　欄内に記載できないときは、別途任意の用紙に記載し、この様式に添付してください。

様式第４号（第５条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

南あわじ市長　　㊞

ふるさと創造支援事業認定（不認定）通知書

年　月　日付けで申請のありましたふるさと創造支援事業について、次のとおり認定した（認定しませんでした）ので、南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第５条第２項の規定により通知します。

事　業　名	
認定の是非	認　　定　・　不　認　定
不認定理由	
認定の条件	
備　　考	

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

南あわじ市長　様

（申請者）　団体名

氏　名（代表者名）　　㊞

住　所（所在地）

連絡先（電話番号・メール）

ふるさと創造支援事業変更（中止、廃止）認定申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で認定通知があったふるさと創造支援事業について、次のとおり変更（中止、廃止）の認定を受けたいので、南あわじ市ふるさと創造支援事業交付要綱第６条第３項規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり申請します。

１　事業名

２　変更理由

３　変更内容

様式第６号（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

南あわじ市長　　㊞

ふるさと創造支援事業変更認定（不認定）通知書

年　月　日付けで申請のありましたふるさと創造支援事業について、次のとおり決定したので、南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第６条第４項の規定により通知します。

事業名	
認定の是非	認定　・　不認定
不認定理由	
認定の条件	
備考	

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

南あわじ市長　様

（申請者）　団体名

氏　名（代表者名）　　㊞

住　所（所在地）

連絡先（電話番号・メール）

ふるさと創造支援事業補助金交付申請書

ふるさと創造支援事業補助金の交付を受けたいので、南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり申請します。

１　事業名	
２　事業区分	
３　交付申請額	円
４　事業実施期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
５　事業の目的及び内容	
６　添付書類	⑴　事業計画書　⑵　収支予算書　⑶　その他
７　その他	

様式第８号（第10条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

南あわじ市長　　㊞

ふるさと創造支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年　月　日付けで申請のありましたふるさと創造支援事業補助金交付申請について、次のとおり交付することに決定したので、南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1　事業名	
2　事業区分	
3　決定内容	交　付　・　不交付
4　交付決定額	円
5　交付条件	
6　不交付の理由	
7　その他	

様式第９号（第12条関係）

年　　月　　日

南あわじ市長　様

（申請者）　団体名

氏　名（代表者名）　　㊞

住　所（所在地）

連絡先（電話番号・メール）

ふるさと創造支援事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、南あわじ市ふるさと創造支援事業交付要綱第12条第１項の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり申請します。

1　事業名	
2　事業区分	
2　既交付決定額	円
3　変更等の区分	変更　・　中止　・　廃止
4　変更後の交付申請額	円
5　変更等の理由	
6　変更の場合その内容	
7　その他	

様式第10号（第12条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

南あわじ市長　　㊞

ふるさと創造支援事業変更等承認（不承認）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったふるさと創造支援事業補助金変更（中止、廃止）承認申請については、次のとおり決定したので、南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第12条第２項の規定により通知します。

1　事業名	
2　事業区分	
3　決定内容	承　認　・　不承認
4　変更交付決定額	円
5　承認の条件等	
6　不承認の理由	
7　その他	

様式第11号（第14条関係）

年　　月　　日

南あわじ市長　様

（申請者）　団体名

氏　名（代表者名）　　㊞

住　所（所在地）

連絡先（電話番号・メール）

ふるさと創造支援事業実績報告書

補助事業が完了したので、南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

1　事業名	
2　事業区分	
3　事業実施期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
4　交付決定額	円
5　事業の効果	
6　添付書類	⑴　事業報告書　⑵　収支決算書　⑶　その他

様式第12号（第15条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

南あわじ市長　　㊞

ふるさと創造支援事業補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金額を確定したので、南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

1　事業名	
2　事業区分	
3　補助金額	円
4　その他	

様式第13号（第16条、第17条関係）

年　　月　　日

南あわじ市長　様

（申請者）　団体名

氏　名（代表者名）　　㊞

住　所（所在地）

連絡先（電話番号・メール）

ふるさと創造支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け　　第　　号で補助金額確定通知（概算払を請求する場合にあっては、ふるさと創造支援事業補助金交付決定通知又はふるさと創造支援事業変更承認決定通知書）のあったふるさと創造支援事業補助金について、南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第16条（概算払いを請求する場合にあっては、第17条第２項）の規定に基づき、次のとおり請求します。

<table>
<tr><td>1　請求の区分</td><td colspan="3">確定による請求　・　概算払による請求</td></tr>
<tr><td>2　補助金確定額又は決定額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td>3　既受領額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td>4　今回請求額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td>5　補助金の振込先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>金融機関名</td><td>銀行
金庫
組合</td><td>支店名</td><td>本店・支店
本所・支所</td></tr>
<tr><td>預金の種類</td><td colspan="3">普通・当座・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">口座名義</td><td colspan="3">（ﾌﾘｶﾞﾅ）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第14号（第18条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

南あわじ市長　　㊞

ふるさと創造支援事業補助金交付決定取消通知書

南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、補助金の交付を取り消したので通知します。

1	交付決定日	年　　月　　日
2	交付決定番号	第　　号
3	交付決定金額	円
4	交付決定取消額	円
5	取消の理由	

様式第15号（第19条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

南あわじ市長　　㊞

ふるさと創造支援事業補助金返還命令書

南あわじ市ふるさと創造支援事業補助金交付要綱第19条の規定に基づき、返還を命じます。

1	返還決定日	年	月	日
2	交付決定日	年	月	日
3	交付決定番号	第		号
4	交付決定金額			円
5	返還額			円
6	返還期限	年	月	日
7	返還命令の理由			